

風評対策に係る特例措置

(福島県で特定事業活動を行う事業者に対する機械等の特別償却等)

1. 制度概要

いまだ根強く残る農林水産業や観光業等※¹への特定風評被害※²が経営に及ぼす影響に対処するため、福島県知事の指定を受けた者が、福島県内において特定事業活動※³を行う場合に、投資、雇用に係る税制上の特例を受けることができます。

(措置期間：令和3年度から5年間)

- ※¹ 対象業種の詳細は、福島県の「提出特定事業活動振興計画」をご確認ください。
- ※² 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（改正福島特措法第7条第5項第3号）
- ※³ 特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島復興再生特別措置法第74条第1項）

2. 特例の内容※³

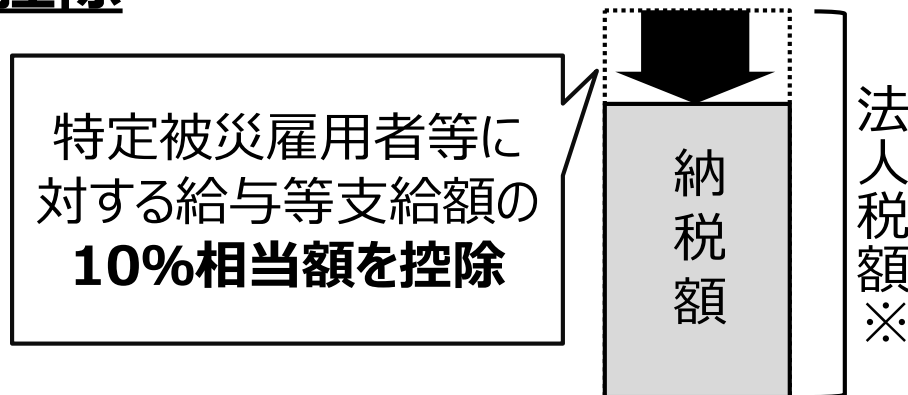
① 機械等に係る特別償却等

令和8年3月31日までの間に、指定を受けた者が福島県内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

		選択適用	
		特別償却	税額控除
対象資産	機械・装置	即時償却	15%
	器具・備品		
	建物、構築物	25%	8%

② 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

令和8年3月31日までに指定を受けた者が、指定を受けた日から5年の間、福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等※⁴に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できます。



※個人事業者の場合は所得税額

※³ ①と②は選択適用

※⁴ 平成23年3月11日において福島県に所在する事業所に雇用されていた者又は平成23年3月11日において福島県に居住していた者

担当部署 お問合せ先	農林水産省 大臣官房地方課 災害総合対策室 (代表) 03-3502-8111 (内線3125) (ダイヤル) 03-3502-6442
	復興庁 原子力災害復興班 (代表) 03-6328-1111 (ダイヤル) 03-6328-0242